

平成27年12月10日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

平成27年 美里町議会議会運営委員会会議録

---

平成27年12月10日(木曜日)

---

出席委員(6名)

委員長 大橋 昭太郎 君

副委員長 藤田 洋一 君

委員 福田 淑子 君

橋本 四郎 君

我妻 薫 君

佐野 善弘 君

---

欠席委員(なし)

---

議長 吉田 眞悦 君

副議長 平吹 俊雄 君

---

説明のため出席した者

町長 部 局

総務課長 伊勢 聡 君

企画財政課長 須田 政好 君

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長 吉田 泉 君

事務局次長 佐藤 俊幸 君

---

平成27年12月10日(木曜日) 午前9時30分 開会

1 開会

2 委員長挨拶

3 議長からの諮問

第4回美里町議会定例会について

1) 議事について

議案等

行政報告 4 件

議案 16 件（条例 8 件、補正予算 8 件）

請願 2 件（委員会審査報告書）

委員会報告書（総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会）

議員発議（意見書）

議員派遣の件

議会運営委員会及び議会だより編集特別委員会並びに各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

2）一般質問の発言順序について

3）会期及び議事日程について

会期 12 月 15 日（火）～ 17 日（木）3 日間（別紙のとおり）

4）陳情、要請等

4 その他

5 閉 会

午前9時30分 開会

議会事務局長（吉田 泉君） おはようございます。ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。委員長、お願いいたします。

委員長（大橋昭太郎君） どうもおはようございます。日増しに寒さが強まっているように感じるところでございます。どうぞ皆様、体調には万全に気をつけていただきまして12月議会に向かっていただきたいと思います。きょうはどうぞよろしく御審議のほどお願いいたしたいと思います。

当委員会全員出席ですので、委員会は成立いたしております。

なお、副議長には委員外委員として参加いただいております。

それでは、早速議長からの諮問、議事について、議案等についてから入らせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

総務課長（伊勢 聡君） 改めましておはようございます。本日は12月議会定例会に当たりまして議会運営委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。本日も御指導、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、おわびをさせていただきます。議案書に間違いがございましたのでそれをまずもって説明させていただきます。内容につきましては、企画財政課長から説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

企画財政課長（須田政好君） おはようございます。

大変申しわけありませんでした。

議案第72号平成27年度美里町一般会計補正予算（第4号）の議案の内容の中に誤りが出てしまいましたので、おわびを申し上げたいと思います。

議案書35ページと36ページでございます。

歳入の事項別明細書でございますが、17款繰入金1項特別会計繰入金、目が4つ、今回提案していますが、そのうちの4目と5目でございます。

4目につきましては、公共下水道事業会計繰入金でございますが、公共下水道事業特別会計繰入金の特別といった文字が抜けてしまいました。

同じく、5目農業集落排水事業会計繰入金となつてございますが、農業集落排水事業特別会計繰入金と2文字が抜けてしまいました。

さらに、同じ4目5目の節の欄でございます。36ページでございますが、こちらと同じく公共下水道事業会計繰入金あるいは農業集落排水事業会計繰入金。節の区分の名称、それから説

明欄の名称につきましていずれも特別会計の特別という2文字が、公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計のところで合計6カ所でございますが、抜けてしまいました。大変申しわけありませんでした。訂正をお願いしたいと思います。

委員長（大橋昭太郎君） そのことだけですね。どうしたらよろしいでしょうか。

企画財政課長（須田政好君） 正誤表と、シールを上には貼らせていただく形で対処させていただきたいと思いますが。

委員長（大橋昭太郎君） 企画財政課ではそういった形での対処をしたいということでございますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

そうすると、いつ、議会初日。きょう午後から特別委員会があるからその席でこの説明書持ってくるように言わなきゃいけないと思いますので。午後からよろしくお願いしたいと思います。

企画財政課長（須田政好君） 朝に議員控室でシールを貼らせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それから、もう1点御報告でございますが、今回の12月定例会で追加の行政報告1件と追加議案1件を予定してございますので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

行政報告につきましては、来年1月に会津美里町と友好姉妹都市の締結をしたいと考えてございます。会津美里町におきましてはほかの自治体とそういった協定を結ぶ際には議会の議決を得なければならないということで会津美里町では12月11日の議会において上程となっているということでございます。その議決がありましたら、私のほうでは行政報告として今議会最終日に行政報告をさせていただきたいと思います。

議案の追加につきましては、行政不服審査法の改正によりまして行政不服審査が出ましたときには、町でいえば審査機関からこれまで行政不服審査会みたいなものを開いてそこで審議をしていたわけでございますが、やはりその審議を行うには第三者機関を設けてこちらでやったほうがいいという状況でございまして、その手続を宮城県に委託したいと考えております。

宮城県とこれまで事前に協議をしてきたわけでございますが、12月4日に事前協議がよろしいということで宮城県からオーケーが出ましたので、そのことについて宮城県に行政不服審査の第三者機関を委託することについて議会の議決を得たいと思っておりますのでよろしくお願いします。

委員長（大橋昭太郎君） その部分についてはきょうまで間に合わなかったということですか。

企画財政課長（須田政好君） これから調整しまして、来週月曜日14日または15日に追加議案として提出させていただきたいと考えてございますので、よろしくお願いします。

委員長（大橋昭太郎君） そうしますと、追加議案の分の議運を開かなきゃいけないわけですね。

企画財政課長（須田政好君） そうですね。よろしくお願いします。

委員長（大橋昭太郎君） そうすると、月曜になる可能性、前日となるのかな。最終日だろうから、追加議案になると。（「議案としては最後、だから最終日」の声あり）すると前日に議運を開かなきゃいけない。15日までは出るということですね。（「はい」の声あり）わかりました。（「よろしくお願いします」の声あり）それでは、出次第議運を開く形をとりたいと思います。（「よろしくお願いします」の声あり）

総務課長（伊勢 聡君） それでは、今議会の行政報告並びに議案につきまして説明をさせていただきます。着座させていただきますので、よろしくお願いします。

初めに、行政報告から御説明申し上げます。

今議会の行政報告につきましては4点をお願いいたします。

初めに、1点目でございますが、美里町の空間放射線量等の測定結果についてでございます。このことにつきましては、平成27年9月議会定例会で報告した以降の平成27年8月1日から平成27年11月30日までの最新の空間放射線量等の測定結果を御報告申し上げる次第であります。

2点目でございますが、工事請負契約の締結についてでございます。平成27年度公共下水道補第5（青生幹線）污水管築造工事について御報告申し上げるものでございます。

このことにつきましては、工事請負契約の締結におきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定が適用されない、予定価格が5,000万円未満の工事請負契約のうち、予定価格が3,000万円以上の工事請負契約を締結いたしましたので、御報告申し上げるものでございます。

3点目でございます。同じく工事請負契約の締結についてでございます。平成27年度公共下水道補第6（小牛田幹線）污水管築造工事についてでございます。このことにつきましても、2点目の工事請負契約の締結についてと同じ理由で御報告申し上げるものでございます。

最後に、4点目でございます。災害時における相互応援に関する協定についてでございます。本町はかねてから原子力災害時の避難先の確保を検討しておりました。山形県最上郡最上町へ平成26年10月10日に災害時における相互応援に関する協定の締結を行いたいとの申し出を行ってありましたところ、快諾をいただいていた次第でございます。その後、具体的な協定内容につきまして協議を重ねた結果、本年10月15日最上町中央公民館で協定締結式を行い、正式に協定を締結したところでございます。

協定につきましては、美里町と最上町のいずれかで地震、水害、原子力災害などの大規模災害が発生し被災者救護等の応急措置の実施に困難が生じている場合における相互の物資の提供

などについて必要な事項を定めたものでございます。

このことについて行政報告をさせていただくものでございます。行政報告については、以上4点お願いするものでございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですね。議長。

議長（吉田眞悦君） 今の行政報告の中で、当然議会で報告に向けてという部分になるので、応援協定のときにも、議会報告会の中でも新聞に載ったということで、関心を持たれた事項だと思っています。

それで特に原子力災害の、初め文言入れた部分があり、もし現時点でその関係で詳しくもう少し話せる部分があればそれを入れてもらったほうがいいんじゃないかなと。あれば、どこまでの事務サイドで協議されているのか。その後どうなったのかわからないけれども。

若干の中身、お知らせできることがあれば。何もなければそれでいい。（「わかりました」の声あり）

総務課長（伊勢 聡君） それでは、引き続き議案につきまして御説明させていただきます。

初めに、議案第64号でございます。美里町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

東日本大震災復興特別区域法では、工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例が定められております。東日本大震災によりまして一定の被害が生じた県及び市町村は復興推進計画が国から認定されることによりまして、工場立地法等における緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合を条例で定めることができるとされております。

この東日本大震災復興特別区域法に基づき、宮城県と県内の市町村が共同で策定した復興推進計画の変更申請が平成26年2月28日に国から認可されたことに伴いまして、今回条例で定める区域の範囲について追加をさせていただくものでございます。これが今回の提案理由でございます。よろしくお願いいいたします。

委員長（大橋昭太郎君） 何かございますか。我妻委員。

委員（我妻 薫君） 記載の仕方なんでしょうけれども、下記、追加と、その条以降に下記のとおり追加すると、ほかの表現が今までほかの条文なんかあったときの、8、変わっていないんだよね。8は変更ないんだよね。こういう書き方。

総務課長（伊勢 聡君） わかりました。条例の改正の場合の書きぶりにつきましては、今回の表の場合には今議員さんからご指摘がありましたが、一番下の8を含めましてこのような形

に書くということでございますので。

委員（我妻 薫君） そういう書き方、最後の入れてそこからもう一遍改めるといふ。（「はい」の声あり）普通の条文だとね、この項以降に下記のとおり入れると。

総務課長（伊勢 聡君） といいますのは、この表の場合はここで切れたような形なんです、この3列目はずっと上まで続いていまして通常の表ともまた違ってまいりますので、御理解お願いいたします。

委員（我妻 薫君） そういう書き方ね。ほかのとあわせて考えてしまっ、8番まで改定になったみたいに読み取れないことないので。（「そのとおりでございます」の声あり）多分、こういう表の書き方、決まっているんだろうなと思ったけど。

委員長（大橋昭太郎君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）去年2月に変更なされていたのが今回という形になったのね。（「はい」の声あり）

総務課長（伊勢 聡君） 今、委員長さんからお話ございましたとおり、変更の認定がございましたのは平成26年2月28日のことで、もっと前に今回の改正をすべきところでありましたが、大変おくれましたことについてはおわび申し上げる次第であります。申しわけございません。

委員長（大橋昭太郎君） おくれてしまったということね。我妻委員。

委員（我妻 薫委員） おくれたことによって何かその間支障なんかはなかったんですか。

総務課長（伊勢 聡君） 特にはございませんでした。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、65号お願いします。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、議案第65号美里町保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。このことにつきましては、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）が平成27年10月1日から施行され、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の一部が改正されたことに伴いましての所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。それでは、66号お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案第66号美里町定住促進条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。今年第3回美里町議会定例会におきまして議決いただきました美里町定住促進条例について、空き家を賃貸する目的で改修しようとする所有者に対して補助をするほか、改修した空き家を賃借して定住しようとする者に対しても家賃の一部を支援することにより、



空き家の再利用をより一層促進し、定住の促進を図りたいことから所要の改正を行うものでございます。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） これは全協でも細かく説明受けたところだったかと思いますが、何かございますか。（「なし」の声あり）よろしいですか。

委員（福田淑子君） 休憩して。

委員長（大橋昭太郎君） 休憩いたします。

午前9時51分 休憩

---

午前9時53分 再開

委員長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

ほかにございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは67号お願いします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案第67号美里町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

個人番号の利用につきましては、法律で定められた事務に限り認められておりますが、地方公共団体において福祉保健もしくは医療その他の社会保障、地方税または防災に関する事務その他これらに類する事項を執行する場合、条例で定める者に限り個人番号を利用することができる定めとなっております。

本町におきましては、健康増進法による健康増進事業以外の健診に関する事業、予防接種法による定期の予防接種以外の予防接種に関する事務及び生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務の執行に当たりまして、個人番号を利用することとしたことことから所要の改正を行うものでございます。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。我妻委員。

委員（我妻 薫君） 議案の審査でなるでしょうけれども、条例で追加したの初めてでしょう。

総務課長（伊勢 聡君） はい。前回は条例を制定される際に提案いたしましたのは、この時点では町で独自に利用する事業はないということでお話をさせていただいたんですが、その後こういった事例があるということで今回追加させていただくものでございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。続きまして、68号お願いします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案第68号美里町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続にお

ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が交付され、平成28年1月1日以降介護保険法施行規則に基づく申請事項等に個人番号を追加することとなりました。

このことから、介護保険料の徴収猶予及び保険料の減額に係る事務の執行に当たりまして所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。それでは、69号お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案第69号美里町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されました。法律に条例委任事項が設けられたことに伴いまして、一定の事項については各地域の実情に応じて条例で定める仕組みとなりました。このことから、徴収猶予など条例委任された必要な事項を条例で定めることとございます。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。我妻委員。

委員（我妻 薫君） 提案理由では委任された内容の詳細説明はやるの。

総務課長（伊勢 聡君） 本会議の際には、担当徴収対策課長から詳細の説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。それでは、議案第70号、お願いします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案第70号美里町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）が平成27年9月30日公布され、個人番号及び法人番号の取り扱いに関し改正が行われたところでございます。この改正によりまして、納付書または納入書には個人番号または法人番号を記載しないこととされたことから本町においても所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） 何かございますか。我妻委員。

委員（我妻 薫君） 改正する前は納付書等に記載するという規定になってたのですかね。

総務課長（伊勢 聡君） 今、我妻委員さんから御質問がありましたように、これまで国の方針といたしましては納付書または納入書に記載することになってございました。そのことについて条例改正を一度お願いしたものでございますが、このたび、これは総務省でございますが、

方針転換によりまして、記載しないこととされたことから改正条例の施行前にもう一度条例を改正する必要が起きたことから今回の御提案をさせていただいたところでございます。

委員長（大橋昭太郎君） 我妻委員。

委員（我妻 薫君） そうすると1条の、次のように改正する、前の現行を。ここのアンダーラインで引いてある削った部分に記載するということが、ここで記載することをうたったやつ。個人番号、個人番号、または名称を法人に当たっては、これは記載する内容をここに記載したと。前はね。（「そうだね」の声あり）それを。新旧対照表のアンダーラインのほう。ここのところで記載することにこの前したわけですね。

総務課長（伊勢 聡君） それは国の省令に基づきまして条例改正をその都度させていただいたところですが、改正した条例の施行前にもう一度国の方針の転換によりまして改正させていただくという非常にややこしいんでございますけれども、どうしてもこのように。

委員（我妻 薫君） 休憩して。

委員長（大橋昭太郎君） 暫時休憩します。

午前10時02分 休憩

---

午前10時03分 再開

委員長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

ほかにございますか。よろしいですか。続きまして、議案第71号。

総務課長（伊勢 聡君） 議案第71号美里町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本年第4回美里町議会定例会におきまして議決いただきました美里町下水道事業の設置等に関する条例について、平成28年度からの下水道事業の地方公営企業法の一部適用の実施に向け出納事業との詳細な事務調整を行った結果、下水道事業の業務に係る出納その他の会計事業を会計管理者が行うものではなく企業出納員に行わせることとしたいことから所要の改正を行うものでございます。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。

総務課長（伊勢 聡君） 続きまして、議案第72号から議案第79号までにつきましては企画財政課長から説明申し上げます。（「課長、特別ここで言わなきゃいけない部分だけで結構ですので」の声あり）

企画財政課長（須田政好君） わかりました。

それでは、議案第72号美里町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。17ページからでございます。

歳入歳出予算の補正と債務負担行為の補正と地方債の補正と第1条から3条までの補正予算をお願いしてございます。最初に、歳出補正予算でございますが、まずは金額的には2億5,561万3,000円を歳入歳出それぞれ追加してございます。総額で歳入歳出それぞれ106億3,608万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものについて御説明申し上げますので、事項別明細書39ページ以降をお開きください。

初めに、1款議会費につきましては議員1名の欠員によります減額でございます。

その前に一般会計補正予算につきましては、まず3つの主な補正の内容にくくりを分けることができると思います。1つは、4月の人事異動に伴うそれぞれ人件費の歳入歳出の増減修正でございます。2つ目は前年度の繰越金あるいは精算金の処理に伴う歳入歳出の増減でございます。3つ目は、これまで事業が終了し事業費が確定したのものについて歳入歳出の増減修正を行うものでございます。そして今回補正として不足するものあるいは今後不足が見込まれるものについても追加をお願いしてございます。

議案書39ページ、40ページに戻らせていただきます。

総務費につきましては、人件費の補正が主なものでございます。

41ページ、42ページでございますが、6目情報システム費につきましては6月の落雷によって公民館のネットワーク機器でありますエルサンスイッチというのがあるんですが、それが故障しましてその修繕をお願いしたいと思っております。111万5,000円でございます。

その下の防犯灯等LED照明改修工事でございますが、これは平成25年度から本年度まで3カ年間、計画立てて3,000万円でそれぞれやってきました。各年1,000万円でやってきましたが、今回最終年度に当たりましてどうしても追加する箇所が発生してきているということで169万4,000円を追加したいというものでございます。

総務費3項戸籍住民基本台帳の関係でございます。45ページ、46ページでございます。

戸籍住民基本台帳事務事業の中でマイナンバーに伴います194万4,000円の追加。これは通知カード、番号カードを本人が住所変更した場合に窓口で裏書きをしないでいけない。その裏書きをしなければいけないものを手書きで行うというのはかなり小さい欄に記入するという大変手間、時間等もかかります。それを自動でデータを引っ張ってプリントアウトするという機械を南郷庁舎とこちらの庁舎にそれぞれ1台ずつ整備させていただきたいということでお願いを

するものでございます。

下の選挙管理費一般経費につきましてもシステム改修とありますが、これは来年参議院選挙から18歳以上に対象が投票者の対象が拡大されますので、それに伴いますシステムの改修でございます。

民生費に移らせていただきます。

47ページ、48ページです。社会福祉費社会福祉総務費の中で健康福祉センターの施設管理といたしまして工事請負費49万7,000円お願いしています。これは消防設備改修でございますが、防火査察によりまして自動消火器3台、誘導灯の更新が指摘を受けましたので早急に対処をさせていただきたいと思っております。

同じく1項社会福祉費でございますが、3目障害者及び障害福祉費につきましては障害者の扶助費等でそれぞれ増額をお願いしてございます。それから、前年度の精算返還金としましてそれぞれ増額をお願いしているところであります。

51ページ、52ページ、2項児童福祉費に入らせていただきます。

他市町保育所委託事業でございますが、こちらで他市町保育所委託事業がそれぞれ178万1,000円。これは24人から26人に当初予定した人数から2人ふえるわけですが、これは他市町の私立保育所に通園しているお子さんの委託料でございます。今回子ども・子育て支援新制度の発生に伴いまして今回公立保育所につきましては施設型給付費負担金という形で別項目で予算設定をしなければなりませんので、分けてお願いしてございます。負担金につきましては公立保育所で当初4人を予定しておりましたが、12人にふえる見込みでございます。342万6,000円を追加しています。

続きまして、同じく児童福祉費3目児童医療福祉費53ページ、54ページ。

母子父子家庭医療費助成事業。子供医療費助成事業につきましてそれぞれの医療扶助費の追加をお願いしてございます。当初予定した以上に対象者、対象枠が増加してございますので、追加のお願いでございます。

続きまして、4款衛生費、55ページ、56ページでございますが、保健衛生費につきましては大崎市民病院救命救急センターの運営費負担金が発生しましたのでその分の追加でございます。

6款農林水産業費に移らせていただきます。59ページ、60ページでございます。

1項農業費3目農業振興費でございますが、人・農地プラン推進事業の中で、機構集積協力基金交付金6,231万1,000円。これは県からの支出金で賄われるものでございます。集積した各地域におきます協力交付金ということで、本町173ヘクタールが対象になっており、そのうち99

ヘクターが青生地区と、その割合で交付されています。

農地費につきましては、県営事業、国営事業が27年度事業費が確定しましたので、不足額の追加でございます。

6目農業集落排水事業の農業集落排水事業特別会計繰出金でございますが、一般会計から4,789万円繰り出しています。実質的には、平成28年度から農業集落排水事業の地方公営企業法一部適用に伴います運営に移行しますが、その移行準備金といいますか、一般会計から5,000万円を繰り出します。前年度の繰出金の減額の相殺により一般会計からの歳出は4,789万円となっています。

その下の交流の森・交流館施設管理費でございますが、こちらは研修棟の屋根が雨漏りが発生したので早急に直させていただきたいということで118万8,000円です。

次のページの7款商工費1項商工費2目商工振興費でございますが61ページ、62ページでございます。企業立地推進事業で南八丁地区の工場用地でございますが、そちらの排水設備の工事を行わせていただきたい。216万円の工事請負費とその後の光熱水費、電気料金、水道料金の追加合わせて227万円の追加をお願いするものでございます。

この排水が滞っている場所に水を流し込み、その流れをよくするための工事でございます。

8款土木費につきましては、2項道路橋りょう費の中で道路橋りょう維持管理費に1,431万円を追加してございます。道路管理委託業務といたしまして800万円。小牛田地域で15路線、南郷地域で9路線を予定してございます。

同じく8款土木費ですが、63ページ、64ページの4項都市計画費3目。ページの一番下でございます公共下水道事業。こちらも特別会計繰出金としまして4,247万7,000円を今回補正で追加をお願いしたいと思います。これも先ほどの農業集落排水事業特別会計と同様に、来年4月から地方公営企業法一部適用の会計運用をスタート、その準備金、運営資金としまして一般会計から5,000万円、両会計合わせまして1億円の一般会計からの繰り出しということでございます。

一般会計の歳出につきましては、4,247万7,000円、相殺によりこのような金額になります。

9款消防費65ページ、66ページでございますが、非常備消防費の消防団事業で車に伴いますそれぞれの諸経費を考慮してございます。これは日本消防協会から消防団指揮車が1台寄贈されることになれることになりました。それに伴います諸手数料等の追加をお願いするものでございます。

10款教育費でございますが、事業執行が終わったものの確定されたものの減額でございます。

75ページ、76ページ、5項社会教育費1目社会教育総務費でございますが、文化振興事業費としましてみやぎミュージックフェスタ2015 in みさと開催補助金で今回合併10周年を記念しましてみやぎミュージックフェスタ2015というものをやらせていただきたいということで58万円追加するものです。

その下の2項保健体育費でございますが、2目体育施設費の中でスイミングセンターのトイレ洋式化工事の追加をお願いしてございます。176万1,000円。ユニット送風機のベアリング交換というのが発生しましたので、そちらのほうで102万6,000円追加。合わせましてスイミングセンターにつきまして278万7,000円の追加をお願いしています。

最後、77ページ、78ページの12款予備費でございます。650万円の追加をお願いします。当初予算で1,000万円の予算措置をしていただきましたが、9月定例会開会中9月11日に起きた大雨豪雨によりまして議会開会中でありましたので予算専決処分もできませんでした。それにより、予備費を659万円2,000円ほど充当してございます。充用してございます。それにより、現在751万6,000円を執行し、残額が248万4,000円しか残ってございません。今後、これから大雪等の災害の発生とか想定されますし、その他の災害等が発生した場合、予算の速やかな出動といたしますか、執行ができますよう予備費への追加、予備費600万円の追加をお願いしまして848万4,000円で確保したいという考えでございます。基本的には、専決処分で緊急の場合には専決処分で行うこととなりますが、今後2月22日に告示予定となっております3月議会の開会期間中に1カ月余りございまして、その期間中の災害発生に備え予備費に補正をお願いしたい考えでございます。よろしく申し上げます。

歳出の説明は以上でございます。

歳入につきましては、町税で伸びましたが、固定資産税で減額となっております。普通交付税が予定した金額よりも7,108万6,000円入りしましたので追加をお願いしております。東日本大震災復興交付金としまして2,200万円追加で交付されました。

31ページ、32ページでございます。国庫支出金の中で東日本大震災復興交付金を。

歳入は主に以上の内容でございます。

第2条の債務負担行為の補正でございますが、24ページ、25ページでございます。電話交換機保守点検業務委託料を含めまして全19件の限度額、期間の追加をお願いするものです。

第3条地方債補正につきましては、災害援護資金貸付金の限度額1,200万円をお願いしましたが600万円に減額するものでございます。

以上、一般会計の内容について御説明しました。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。

それでは、次、お願いいたします。

企画財政課長（須田政好君） 議案第73号美里町国民健康保険特別会計第3号について御説明申し上げます。

議案書80ページでございます。歳入歳出予算の補正第1条でございます。歳入歳出に1,464万2,000円の追加をお願いしまして、歳入歳出それぞれ36億9,257万9,000円とするものでございます。

国民健康保険特別会計につきましては、需用費の確定、前年度の精査によります歳入歳出の増減修正が主なものでございます。

歳出の事項別明細書89ページ、90ページをお開きください。

説明は、葬祭費は葬祭給付費が追加になったものでございます。それから11款諸支出金につきましては26年度の精算に伴うものでございます。

歳入につきましては、国民健康保険税の減額が発生してございます。対象者の減少に伴いまして当初予定した金額に徴収が見込めないということで減額してございます。

県支出金につきましては、事業費につきましては被災者健康支援事業費の補助金として166万9,000円の追加でございます。

一般会計からの中の繰入金、財政調整基金繰入金の調整でございます。

以上、国民健康保険の第3号補正について御説明しました。

委員長（大橋昭太郎君） 何かございますか。よろしいですか。次、お願いします。

企画財政課長（須田政好君） 議案第74号美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

こちらも歳入歳出予算の補正の第1条でございます。106万9,000円をそれぞれ歳入歳出に追加しまして、歳入歳出それぞれ2億9,944万1,000円にするものでございます。

こちらにつきましても前年度の事業費の確定に伴います追加の修正でございます。以上です。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。

それでは次、75号お願いいたします。

企画財政課長（須田政好君） 議案第75号美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

これにつきましても、歳入歳出予算の補正の第1条のみでございます。歳入歳出ともに30万1,000円追加し、それぞれ23億1,083万2,000円にするものでございます。歳出の事項別明細書を



ごらんください。113ページ、114ページでございます。

1 款総務費 4 項運営委員会費でございますが、介護保険運営委員会の開催回数がふえたことで委員報酬 3 万円、費用弁償 5,000 円増額になったものです。回数は予定より 1 回ふえたことによるものです。

4 款の地域支援事業につきましては 4 月の人事異動に伴います人件費の調整でございます。

歳入につきましても、それぞれ歳出に伴う国庫補助金交付金、一般会計繰入金からの調整でございます。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。それでは次、76号お願いいたします。

企画財政課長（須田政好君） 議案第76号平成27年度美里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正第1条、債務負担行為の補正第2条についてお話し申し上げます。

第1条につきましては、歳入歳出それぞれ6,661万1,000円を追加し、総額で10億5,656万6,000円とするものでございます。

歳出の事項別明細書について御説明申し上げます。

議案書126ページ、127ページでございます。

1 款下水道事業費 1 項下水道管理費 1 目下水道総務費でございますが、公共下水道事業基金積立金6,043万3,000円。これは平成28年4月からの地方公営企業法一部適用におきまして運営資金として積み立てるものでございます。この中に一般会計からの5,000万円、前年度からの繰越金等を含め、今回6,043万3,000円積み立てるというものでございます。

修繕、管路施設等補修工事請負費につきましては小破的な工事の追加ということになります。それと人件費の調整でございます。

歳入につきましても、それぞれ負担金あるいは一般会計繰入からの調整でございます。

第2条の債務負担行為につきましては、119ページにございますが、緊急時管路施設等清掃業務委託料につきまして、期間につきましては平成28年度まで、限度額につきましては103万7,000円で追加をお願いするものでございます。以上です。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。それでは、次、お願いいたします。

企画財政課長（須田政好君） 議案第77号美里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

こちらにつきましても、歳入歳出補正予算第1条、債務負担行為の補正の第2条についてお願いするものでございます。

第1条につきましては歳入歳出それぞれ5,721万8,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ総額5億1,936万7,000円とするものでございます。

歳入歳出の事項別明細書141ページ、142ページでございますが、こちらにつきましても4月の人事異動に伴います人件費の調整、一般会計からの繰り入れされた金額の基金への積み立てでございます。こちらは前年度からの繰越金を積み立てるのではありませんので、一般会計から今回繰り入れします5,000万円について基金に積み立てるものでございます。

歳入につきましても、それぞれの調整でございます。

第2条債務負担行為の補正につきましては、134ページに記載しておりますが、農業集落排水施設濃縮汚泥処理業務委託料、期間は平成28年度、限度額は1,713万9,000円に追加をお願いするものです。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。我妻委員。

委員（我妻 薫君） 休憩したほういいのかな。

委員長（大橋昭太郎君） 暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

---

午前10時33分 再開

委員長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

よろしいですか。それでは、次、78号お願いします。

企画財政課長（須田政好君） 次に、議案第78号美里町水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、収益的収支、資本的収支及び債務負担行為についてでございます。

初めに、第2条収益的収支の収入について説明申し上げます。

150ページ、151ページお聞きください。

1款水道事業収益2項営業外収益4目雑収益の中で、東京電力からの原子力災害分の賠償金としまして1,159万円を受けることが確定しましたので、追加するものでございます。

次に、収益的収入及び支出の分でございますが、153ページでございます。

人件費の調整と、2目配水及び給水費におきまして配水管漏水修理278万円追加してございます。

次の154ページ、155ページでございますが、こちらにつきましては最後の欄でございます。総係費の委託料の中でアセットマネジメント作成業務委託料50万円を追加してございます。今

後の沈砂池の耐震補強等検査を踏まえ、その中で耐震補強工事が必要になった場合に国庫支出金からの補助金をもらうためにはアセットマネジメントを今年度中に作成してもらわなければならないということで急遽でございますが、作成をお認めいただきたいということで50万円の追加でございます。

資本的収入及び支出についてでございます。次のページでございますが、収入につきまして是一般会計からの消火栓設置工事は設置件数が減りましたので210万6,000円減額してございます。消防費の歳出で同じ金額で出してございます。

支出につきましては次の158ページでございますが、物置の購入で24万9,000円追加でございます。

戻っていただきまして、144ページでございますが、第4条、債務負担行為について、梅ノ木取水場警備業務委託料初め3件につきまして追加をお願いするものでございます。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） 何かございますか。副委員長。

副委員長（藤田洋一君） 賠償金はこれで打ち切りだと。

企画財政課長（須田政好君） 今後も続くと思います。今までいろいろと出してきたんですが、今回出したものは後から出したんだけど先に来たような。なぜか、1回目。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。それでは、次、79号お願いします。

企画財政課長（須田政好君） 議案第79号美里町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算につきましては、収益的収支、債務負担行為についてでございます。

初めに、予算書第2条の収益的収支について御説明申し上げます。

こちら4月の人事異動に伴います人件費の調整等でございます。

債務負担につきましては、161ページ第4条に記載しております給食業務委託料含めまして3件の業務につきまして、期間、限度額等設定するものでございます。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。それでは、続きまして、同意2号からお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 同意第2号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員千葉菜穂美氏は、平成28年2月19日をもって任期満了となります。千葉菜穂美氏を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第2項の規定により教育委員会委員として再任いたしたいことから、同法第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでござ

います。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。それでは、次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

人権擁護委員の留守広行氏は平成28年3月31日をもって任期満了となります。留守広行氏を人権擁護委員として推薦したいことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会にお諮りするものでございます。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「同意は投票だっちな」「投票」の声あり）よろしいですか。

全体を通して何か説明を求めることがありましたら。よろしいですか。なければ、執行部側の説明を以上としたいと思いますが。（「休憩していい」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） 暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

---

午前10時44分 再開

委員長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

執行部側からの説明、以上としたいと思います。御苦労さまでした。よろしく申し上げます。

暫時休憩いたします。再開は10時55分としたいと思います。

午前10時44分 休憩

---

午前10時55分 再開

委員長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

続きまして、請願2件についてですが、審査報告書が配付されております。

ヘイトスピーチに関しましては、議運に付託されたものでございますが、これは全会一致で採択すべきものとなりました。倫理に関する条例に関しましては不採択とすべきものとなりました。その報告書が出ております。政治倫理に関しましては特別委員会の中で審議したものでございますが、このとおりでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）我妻委員。

委員（我妻 薫君） 請願2件と、陳情書……。あ、いいんだ。報告書ね。（「審議終わったものです」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） それでは、このように報告していただきたいと思います。

続きまして、委員会報告書2件でございます。これもよろしいですね。委員長の報告となると思います。

続きまして、議員発議（意見書）についてでございますが、3件になります。議発11号が安全保障関連二法の廃止を求める意見書。議発第12号が環太平洋パートナーシップ協定に関する意見書でございます。

もう一つ、まだ表紙ついてはいませんが、ヘイトスピーチに係る法整備を求める意見書ということで、これの案文につきましては前回だったでしょうか、議運の中でこの案文につきましても御審議いただいたところでございます。もしこれでよければあとは表紙をつけてということになりますので、賛成者になっていただくのは議運の皆様ということになるかと思えます。ヘイトスピーチの関係は13号となるわけですね。（「10号です」の声あり）10号です。（「御署名のほうこれでよろしいですか」の声あり）これは会議終わってからでいいですね。このような表紙、10号で出ていますので、皆さんに賛成者となっていただきたいと思えます。提出者がこの間の会議で私ということになったようですので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

続きまして、議員派遣の件についてですが、この辺については、局長のほうから願います。

議会事務局長（吉田 泉君） 1件予定がございます。宮城県町村議会議長会の主催の平成27年度町村議会議員講座こちらが来年1月20日から22日まで3日間で予定してございます。以上1件です。

委員長（大橋昭太郎君） 内容等についてはまだ出てきていないですね。

よろしいですか。（「泊まるんですか」の声あり）いいえ。例年だと逆だったんですね。1日間のものと3日間のものがございまして、今回は1日間のほうを頭にきて、3日間が後ろにつくという形ですね。統一選挙の関係だと思えますが、選挙の件もございまして。（「日程ははっきりするの」「日程ははっきりしています」「日程じゃない、中身。いつははっきりするんでしょう」の声あり）

議会事務局長（吉田 泉君） ただ、決まっていますのは20日は総務関係ですよ。21日は例えば教育民生ですよとか22日は産業建設ですよという大きなくくりしか決まっていますので、ほかの詳細なところはまだ。県議長会に連絡したんですけれども、まだ調整中だということでしたので。

委員（我妻 薫君） そうすると、常任委員会、片方2つ行かないと。（「1日目と3日目」の

声あり)

委員長(大橋昭太郎君) 具体的な内容わかり次第お知らせいただきます。

よろしいですか。

続きますは、議会運営委員会及び議会だより編集特別委員会並びに各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件ということでございますが、これは最後に議長の口述の中ですね。

議長(吉田眞悦君) 今回、常任委員会の皆さんは政策提言が一応最終ということなんです。けれども、今回当然組織がえという予定があるということで閉会中に正副委員長初め、議会だよりとかもろもろそういうところをしていかなければならない。これは委員長、副委員長、2月4日以降ということ、動けないから。だから、それ以降になったら議長から会議の招集をかけてそのときやるということもあるので、どうせ閉会中だから一応入れておかないとということなんです。(「どういうふうに」の声あり)口述の文言。

議会事務局長(吉田 泉君) まず、議会運営委員会につきましては本会議の会期日程等の運営に関する事項、議会だより編集特別委員会につきましては議会だより第43号、総務産業建設常任委員会と、教育民生常任委員会につきましては所管に係る事務の調査についてという形で。行財政議会・活性化調査特別委員会は、美里町議会委員会条例第7条の2第2項に掲げる事項ということで。前も教育民生の所管の研究テーマが終了したときに、そのときにそれ以降入れたのが、所管に係る事務調査についてと入れました。

議長(吉田眞悦君) 3月議会でテーマを新しく研究テーマを決めなきゃいけないわけ。その前に所管で2月5日以降であればそういう話し合いをしてもらおうという意味合いを含めて。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。

それでは、続きまして、一般質問の発言順序。副委員長、よろしくお願いいいたします。

議会事務局長(吉田 泉君) まず最初に10番橋本議員。5番です。9番鈴木議員。1番。次に8番我妻議員。4番。13番佐野議員。2番です。2番福田議員。3番です。以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) では、今くじを引いてもらいましたが、確認の意味でもう1度言ってもらえますか。

議会事務局長(吉田 泉君) 一般質問の発言の順序を申し上げます。

まず最初に1番目9番鈴木議員。2番目、13番佐野議員。3番目2番福田議員。4番目8番我妻議員。5番目10番橋本議員です。以上です。

委員長(大橋昭太郎君) それでは、続きまして、会期及び議事日程についてでございますが、

(「会期なんですが決まったら配付しますので」の声あり)わかりました。

初日に一般質問を何人行うかによって会期日程表をお渡しするということでございますので、いかがいたしましょうか。(「全員」「午前2人、午後」「何時まで」「全員やるとなるとね」の声あり)今までも5人行ったということもございますが、よろしいですか。初日に5人行うということで。(「午前中2人で時間余るんでない」の声あり)余らないんでないですか。2人、ま、質問で終わりかな。10時からだから。よろしいですか。初日に5人行うということで。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

---

午前11時13分 再開

委員長(大橋昭太郎君) 再開いたします。

予定表が配られましたが、一般質問初日に5人ということをお願いしたいと思います。議案審査を行いまして。3日目が結構忙しくなりますね。

議長(吉田眞悦君) 3日目、当然皆様にお手元に配付されている議案書には諮問1号までで、それにプラスして追加議案がまだある。請願が2つある。

委員長(大橋昭太郎君) お願いします。

議会事務局長(吉田 泉君) 一応、3日目として予定しておりますのが、諮問が3日目になるかどうかわかりませんが、諮問第1号の後追加議案が上程されるんですが、その後は請願第1号、その後に請願第2号、その後に議発の意見書が今回3件ございますので、その3件を行いまして、その後に常任委員会の報告がございます。そちらが総務と教育民生と、その後に常任委員の選任を行いまして、その後に議長の常任委員の辞退の関係でございます。それが終わりましたら議員派遣、その後に閉会中の所管事務調査という流れでいかがかなと。よろしくお願いします。

委員長(大橋昭太郎君) 今、3日目の順序について報告を受けたところでございますが、よろしいですか。その流れでよろしいでしょうか。(「同意と諮問は3日目」の声あり)それは2日目次第です。

議会事務局長(吉田 泉君) 常任委員の選任のほうなんです、これにつきましては初議会なんかですと常任委員の選任のときに合わせて議運の委員、だよりの委員もという形で、その辺御協議してその後に議事日程をそれぞれという形になるんですが。前回はそうだったんですが、今回も常任委員の選任だけを行いまして、その後は閉会中に当て職のルールもございます

ので、正副委員長が決まりませんと固まらないということもございます。とりあえず、常任委員のほうだけ選任をいただきまして、閉会中にその辺、閉会中だと正副委員長不在ということで議長が招集をかけまして委員会を開いていただいて、その中で選任をしていただく。直近だと臨時会がなければ3月定例会の諸般の報告でその辺を報告するという流れになると思います。これは前回もこのような流れでございました。2月5日以降ですね。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「所属だけは確認して」の声あり）

議長（吉田眞悦君） だから、各常任委員会で正副委員長が決まらないことには議会だよりに行くとか例えば議運に行くとかそういうのも決められないことだから、とにかく2月5日、今回は各2つの常任委員会の委員ということだけ決めておくと。全くあくまで2月4日までは今のままだから。5日以降は新たに。2月5日以降とにかく早急に私から招集かけてやっていただくということになると思います。

議会事務局長（吉田 泉君） 今の関連しまして、希望調書、こちらを事前に配付させていただきたいと思います。初日でよろしいでしょうか。初日に一緒に希望調書を配付するというようにしまして。それを事前に議長、副議長のところに。（「初日に出して」「2日目の朝」「最終日の朝」「正副議長で一応調整するということになっているからさ」「提出が最終日でいいの」「次の日でもいい」「までということだべから」「朝まで。朝までということだべから」「最終日の朝まで」「最終日のお昼でも」「最終日の朝で調整できるのかな」「どうかな」「なるほどな」「4年前のこと忘れてるから」の声あり）

委員（我妻 薫君） 会議再開してだよ、朝受けたって3日目開会中でしょう。開会中に議長副議長相談する時間ないし。（「んだな」の声あり）

委員（藤田洋一君） 前にこんなこと時間置かないで決めたっちゃ。

委員長（大橋昭太郎君） 2日目の朝までか。

委員（藤田洋一君） 2日目だ、うん、すぐ決まったんだっちゃ。

委員（我妻 薫君） 最終日、その日の朝で。不可能でしょう、だって。（「翌日の朝だよ、翌日」「最終日」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 皆さん思いはもう決まっているべからさ。（「いや、悩んでいる」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） 議長、2日目の朝まで。（「はい」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 初日に希望調書を出して2日目の朝までということで。

委員（福田淑子君） その辺の3日目の流れをあらかじめお話ししておかないとね、みんなに。



常任委員会変わると思っていない人もいるから。2年で終わりだとか。

議会事務局長（吉田 泉君） それはきょう。特別委員会が終わったときに。連絡事項がほかにも随分ありますので。

委員長（大橋昭太郎君） じゃあ、議長、そういった流れでよろしいですか。（「はい」の声あり）

議長（吉田眞悦君） あした、そういうことですから、ちょっと時間見通せない部分もあるので、一般質問は1日で決めさせていただきたいと思います。

委員長（大橋昭太郎君） わかりました。そのようにお願いしたいと思います。

続きまして、陳情、要請等。

陳情2件が参っております。この取り扱いをどのように行ったらよろしいでしょうか。橋本委員。

委員（橋本四郎君） 請願法というのもあるけれども、陳情についても請願と同等な扱いをしようという、指導があると思うんです。請願の方法を知らなくて陳情にしたかどうかわからないけれども、この内容見てみると私は関心を持って、そうだなこれそうせざるを得ないだろうなと思う内容があります。一つは現在日々雇用の職員がふえてきたために大変働く人たちの労働条件が悪くて経営者のほうが権力強くなってきて、問題を起しているものが最近岩出山にもあると聞いています。できれば、請願と同じような扱いで、請願の場合には請願の議員を必ずつかなくちゃいけないわけですが、事情がありますから、ありますけれども、請願と同じ扱いにして委員会にこれを一任して審査をさせて、検討させてほしいと、検討してほしいなという感じをします。両方ともです。以上、申し上げます。

委員長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。

陳情も請願と同等に扱うというのは議会でもそういったことで取り決めは行っているところでございます。最低賃金の改善の関係は最近、2週間ほど前だったでしょうか。総理大臣が最低賃金を1,000円にといった発言をしているところでもございますが。

それから、大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免をとということで、医療費一部負担の関係は後期高齢のほうでも意見書を出しているところです。

いかがいたしましょうか。近隣町村においてはほとんどが配付のみになっているそうです。橋本委員。

委員（橋本四郎君） 分科会のほうに審査を付託、そう進める方法を取れないかということをお願いしたい。

委員長（大橋昭太郎君） 常任委員会。付託というよりも、審議していただくということではいかがですか。付託となると、今度はさまざまと報告書等が出てきますので。

議長（吉田眞悦君） 内々に相談してみてもいいということで、今までもそうやって、重要だと思っただけです。ただ、東日本大震災の医療費等の関係については県、きょう午後から皆さんにお示ししようと思っただけですけれども、県の議長のほうでもそれはもう出している、要請としてこの件については。だから、そっち側でやっていることだから。

委員長（大橋昭太郎君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） 議長が言ったのは、県の町村会議長会で出したわけですか。

議長（吉田眞悦君） 東日本大震災の関係。この医療費の。（「2番目の」の声あり）だから、これはもう要請活動したんです。

委員（橋本四郎君） 1番目はないでしょう、まだ。

議長（吉田眞悦君） 1番目の賃金については、中に入っているのあったね。たしか、俺も見たけれども。

委員（橋本四郎君） 新聞に載っていた。賃金の安い人が物すごくふえてきた。ということで平均的な線引きをすればそうなるかと思うんですけども。今の安倍内閣を見てみると潤沢に上がっているのは公務員だ。しかし、一般の職員、一般の給与職員というのは全く上がっていない。特別な職種を除くと上がっていないということがきょうの新聞かに載っていたんです。いずれにしても最低賃金というのは1時間750円とか800円だと。だから、安心できるような条件をつくる、それをしていくのが議会だと思うし、私の地域の中でも大概安い人は、息子でもそう。安い賃金で働く人、企業でもやはり最低賃金を上げてやらなければ安心して夫婦でも仕事できないだろうと。子供つくれ、子供つくれって収入なければ子供つけれないわけで。内容的にどうかということと、一応議員が協議をして、私は必要があるということを出してやったらどうなのかという感じがする。

委員長（大橋昭太郎君） これ、局長に聞きましたが、毎年来ている内容……。

議会事務局長（吉田 泉君） 去年も出しましたって提出のときに言われたったんですけども。

委員長（大橋昭太郎君） 宮城県は低いほうなんですよ。（「二十何ぼくらい。十何円かな」の声あり）

委員（福田淑子君） 常任委員会で相談してもらって。

委員長（大橋昭太郎君） 相談してもらおうということによろしいですか。

委員（我妻 薫君） 相談してもらってこれ議会後でしょう。今回の12月議会では。

委員長（大橋昭太郎君） ちょっと無理だね。橋本さん。

委員（我妻 薫君） 常任委員会で協議してもらっても12月議会にはもう間に合わないね。

委員（橋本四郎君） いずれにしても、賃上げの問題というのは来年3月も続くんでしょう。

委員（我妻 薫君） 最低賃金はずっと問題になっている。

委員（橋本四郎君） 3月議会になってもいいです。

委員長（大橋昭太郎君） 我妻委員、前に出さなかったけな、これ。

委員（我妻 薫君） 労働条件の改悪に対する意見も前に出したことある。

委員長（大橋昭太郎君） 出したよね。それって賃金ではなかった。

委員（我妻 薫君） 最賃、これ、確かに最賃とこれ、中小企業支援と関連させているということが必要だと思うけれども。常任委員会で協議、相談してもらおうと。

委員長（大橋昭太郎君） それでは、最低賃金の改正と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書の関係は常任委員会で審議していただくということでもよろしいでしょうか。そうすると、これは総務産業建設常任委員会になりますね。（「審査でない」の声あり）協議していただきたいと思います。失礼しました。

2点目については議長会でも出しているということでこれは配付のみでもよろしいでしょうか。（「出しているんだね」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 橋本委員、県の議長会でももう取り上げていたんです。東日本大震災の関係の中の1つに。11月19日は宮城県知事にも要請活動を行ったということで、その中に国民健康保険後期高齢者医療及び介護保険一部負担金免除措置についてということに係るやつ皆出していましたから。

委員長（大橋昭太郎君） 後期高齢でも出しています。そのようをお願いしたいと思います。

もう一度確認します。総務産業建設常任委員会でよろしいですね。（「今回はあくまでも配付のみって」「違っていて、上のやつ、最賃の」「今回協議して」「これを受けて」の声あり）今回は2点とも配付のみお願いします。

ほかにございませんか。よろしいですか。福田委員。

委員（福田淑子君） 日程のこと。先ほど議長から総合計画の話があったんですけども、その辺については出てきたかというの。出てきていなければ当然全協を開いていただいて。

委員長（大橋昭太郎君） 執行部側、全協開く予定があるんですか。

議長（吉田眞悦君） 一連のやつが終わったら言おうと思っていましたので。その他に入った

ときに。

委員長（大橋昭太郎君）　そうですか。

それでは、その他に入りたいと思います。今出されました福田委員からの部分についてお願いいたします。

議長（吉田眞悦君）　総合計画の関係については2点ほど私から。

委員長（大橋昭太郎君）　どうぞ。

議長（吉田眞悦君）　総合計画についてはまず正式に文書等はいただいておりますけれども、昨日、全員協議会の要請をお願いしたいというお話を受けました。まず、とにかく中身全然わからない。確認していないものですから。

日程的に議会開会中というのはなかなか無理だということで、18日。議会の次の日なんですが、そのとき議会の夜の行事もあるので、前の日。だから、午後からということでどうだろうなど。きょうも皆さんと御相談して日程を組むからということにしたものですから。18日午後というか、1時半ごろだと思いますけれども。

委員（福田淑子君）　できれば別の日にしていただければ。

委員長（大橋昭太郎君）　都合悪いですか。

議長（吉田眞悦君）　都合つけて。

委員（福田淑子君）　できないの。病院連れていかないと。

委員（我妻 薫君）　小委員会も予定していますね。

副議長（平吹俊雄君）　その日なし。21日にした。

議長（吉田眞悦君）　だから、18日の午後はなくなったので、この日ならばという思っていたんだけど。あとはまた土日入って。ただ、あとは執行部との調整もしなきゃならないから。（「欠席です申しわけありません」「ならばだね、大事なことからさ」の声あり）休憩しましょう。

委員長（大橋昭太郎君）　暫時休憩します。（「休憩して何」の声あり）暫時休憩します。

午前 11時35分 休憩

---

午後 0時00分 再開

委員長（大橋昭太郎君）　再開いたします。

その他、局長からお願いします。

議会事務局長（吉田 泉君）　まず、1点目ですが、現在災害時に議員の方がかぶるヘルメッ

トがありません。災害時に。それをヘルメット提供いただきまして、全議員分。そちらをきょう午後に配付をさせていただくと思っていたんですが、それに伴いまして、服務規程の改正が必要になってくるのかなと。すぐ、12月でということじゃなくて、服務規定ですので、あわせて改正していかなくちゃいけないという部分が。

基本、貸与という形にはなると思いますので。

議長（吉田眞悦君） そのところ直さなくちゃいけないとね。

ただ、ヘルメットはもう来ていますから。お渡しして何が起きても対応できるようにということで、お渡しだけはまずしておくことにしたいと思っております。

委員（福田淑子君） 番号入っているの。

議会事務局長（吉田 泉君） 名前ですね。防災管財課さんのほうで、後ろに名前を入れてもらったんです。

委員（福田淑子君） はがせるんですね。

議会事務局長（吉田 泉君） テプラなのではがせませう。

委員長（大橋昭太郎君） 災害時議員行動マニュアルでもつくらなくちゃなんねべからな。（「来年年」の声あり）来年だべな。（「昭和町のも参考にして」「そうですね」「6弱だか」の声あり）

議会事務局長（吉田 泉君） 委員長、あと鈴木議員の訂正の部分で。

一般質問のこちらの通告書のほうなんですけど、鈴木議員の2ページ、鈴木議員の一般質問通告書2ページですが、と のところですが、こちらを見てもらいますとTTPになっておりましてTTPというのものもあるんですけど、この場合はTPPでは、朝見えられたときに確認させていただきまして、TPPの誤りだったということ。表とあわせてということで。

議員分につきましてはこれから配付ということになるのかなと思っていたものですから。

委員長（大橋昭太郎君） 執行部側にはこのまま行っているんだべな。（「執行部側は訂正のね」「訂正の連絡だけして議員のは差しかえ」「今お渡しした議運の分だけでしょ」「そうです」「直したのは準備させてもらってます」「我々のところだけ直しておけばいい」「議運以外の方の分については直したやつで最初から配付させていただいて執行部側にはその旨の訂正の連絡を通知のほうだけさせてもらおう」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。そのようにお願いしたいと思います。ほかに。その他については。

皆様からほかに何かございますか。1回閉めてよろしいですか。じゃああとまた。（「皆さんにお知らせするというので。なおさらきょうもし日程決まれば全員集まっていたとき

にお話しするから。」の声あり)

それでは本日の会議は以上としたいと思います。副委員長、お願いします。

副委員長(藤田洋一君) きょうは議会運営委員会、定例会について御審議いただきまして、定例会3日間と決まりました。時間的にも内容的にもかなり厳しいような感じもいたしますけれども、15日からの定例会では万全を期していただきながら御協力をいただきながら3日間の定例会に臨んでいただきたいということをお願いしまして、きょうの委員会を終わりたいと思います。

大変御苦労さまでございました。

午後0時06分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長佐藤俊幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年12月10日

委員長